

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表十三号の項中「茨島二丁目五番の一」を「川尻町字大川反二百三十三番七」に改め、同表二十三号の項中「大崎町字伊豆沢四十五番一」を「野依町字井原四十一番二十六」に、「江原町中塚田四十七番」を「家武町柳本五番」に改め、同表四十六号の項中「茨島二丁目五番の一」を「川尻町字大川反二百三十三番七」に改め、同表五十二号の項中「清水市興津中町字弁天前六百二十二番の一」を「静岡市清水興津中町字弁天前六百二十二番一」に改め、同表四百八十三号の項中「兵庫県養父郡八鹿町高柳字ナベ二千百四十六番」を「養父市八鹿町高柳字ナベ二千百四十六番一」に、「兵庫県朝来郡」を「兵庫県朝来郡」に改める。

附 則

この政令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。